社会福祉法人　八王子いちょうの会

平成 31 年度　事業計画書

Ⅰ　法人使命の推進

知的障害の方が地域において自分らしく生活していくことや、幸せになる事を実現するため、法人はご本人とご家族にとっての真のニーズを的確に把握し、必要なサービスの場と機会を提供していきます。また、地域社会への奉仕的貢献に努めます。

～法人における課題と対策～

昨年度、課題となっていた基本理念の解釈について再考し、下記の通りまとめました。これは、職員全員が同じ方向を向いて支援していくために大変重要なことです。平成 31 年度以降、今一度、原点に立ち返り、理念に込められた想いを言葉にしたこの解釈に基づいて、真に必要とされるサービスの提供に努めていきます。

「愛する幸せ　愛される幸せ」

この理念は、「職員が利用者を愛する幸せ　職員が利用者から愛される幸せ」と共に、「利用者が職員を愛する幸せ　利用者が職員から愛される幸せ」という両面にとらえます。職員は利用者の生命・人権・意思を尊重し、その気持ちを心の真ん中におき、利用者がいかにその人らしく生きる事ができるかを常に考えながら支援します。「職員が利用者を愛する」支援により得た幸せは、次に利用者が愛する側となり、職員が愛される側となり返っていきます。

この積み重ねによりお互いを思いやる気持ち、信頼し合う気持ちが自然と育まれ、人として共に成長していきます。そして法人全体から大きな輪となり広がっていくことで、誰もが生きやすい社会となる事を基本理念とします。

Ⅱ　社会福祉法人制度改革について

改正社会福祉法が平成 29 年 4 月 1 日に施行（一部の条文は公布の日又は平成 28 年 4 月 1 日から施行）されてから二年、公益性が求められる社会福祉法人であるにも関わらず、非営利事業における取組について個々の事業者によって温度差が生じていることや、一部の社会福祉法人において財務状況が第三者の目からわかりにくい状況になっており、利益を追求した経営をしているのではないかと疑われたことなどに端を発した今回の改革は、もう一度「その地域における公益的なサービスを非営利事業として行う団体」であるという社会福祉法人設立の原点に立ち返らせることを意識したものでありました。主要点としては「経営組織のガバナンスの強化」「事業運営の透明性の確保」「財務規律の強化」「地域における公益的な取組を実施する責務」「行政の関与の在り方」の 5 点でありましたが、改革の主旨に則った法人運営に取り組んで参ります。

Ⅲ　理事会、評議員会の運営

社会福祉法人制度改革により、これまで任意設置の諮問機関であった評議員会を法人運営と事後的な監督を行う必置の議決機関とし、理事会における理事・理事長に対する牽制機能が制度化されていなかったため、理事会を業務執行に関する意思決定機関と位置付け、理事・理事長に対して牽制機能が働く仕組みへと変わりました。また、評議員を選任・解任する評議員選任・解任委員会が新たに設置され、組織における機関設計も大きく変化しました。定数については評議員が 7 名以上 9 名以内（現在は 7 名）、理事が 6 名以上 8 名以内（現在は 6 名）、監事が 2 名以上 4 名以内（現在は 2 名）、評議員選任・解任委員会は 3 名となっており、今年度も会議の活性化を実現していきます。なお、今年度の理事会・評議員会の開催予定日は別紙のとおりです。

Ⅳ　八王子市手をつなぐ親の会との連携

八王子市手をつなぐ親の会は、法人の設立母体です。ご家族のニーズなど法人にとって必要不可欠な情報を把握していらっしゃることから、しっかりと連携を取り、より良い関係を築いてまいります。

Ⅴ　法人事業運営等（苦情解決・虐待防止・リスク管理）について

必要とされるサービスの提供や高齢化問題など、利用者支援における課題への対応を筆頭として、施設長の意見を反映させた中長期計画を策定し、法人にとって最も重要な内部資源である職員に関しては、働きがいを持てる職場づくりを目指して、人事制度の抜本的な見直し（給与体系・キャリアパス制度・人事考課制度）、人材育成制度の確立（職層の明確化・研修体制の整備・諸規程の整備）、人材確保の取り組み及び離職防止などに努めてまいります。

1　法人本部の運営

(1) 経営組織のガバナンスの強化

昨年に引き続き、改正社会福祉法に基づく理事会及び評議員会の適正な運営に努めます。

(2) 事業運営の透明性の向上

改正社会福祉法において義務付けられた財務諸表や現況報告書等の備置・閲覧やホームページによる公表を適切に実施し、事業運営の透明性の確保を図ります。

(3) 人事制度の見直し及び研修等の充実等

人材の充実及び育成のため、社会保険労務士及び各事業所施設長等と連携して、人事制度の見直し等を行っていきます。研修については、新人・中堅・管理職の階層別研修、法人全体研修、事業所単位での研修を実施し、職員の「知識・スキル・意識」の向上を図ります。

(4) 予算の執行管理

本年度も社会福祉法人に特化した経営コンサルタントとの業務委託契約を継続し、本部及び各施設の事業予算の執行状況を適宜把握しながら法人全体の経理を管理します。

(5)ホームページについて

法人及び各施設の紹介などは勿論、求人広告や法人行事の告知についても掲載しているため、ホームページの全面見直しを行い、そのうえで各事業所の情報などについて、更新頻度を増やしていきます。

2 苦情解決への対応

法人各施設に第三者委員の氏名を記載した苦情解決制度のポスターを貼り、周知徹底をはかっています。苦情が寄せられた場合には真摯に対応してまいります。

3 虐待防止のための対策

全職員が八王子市の虐待防止研修または法人内における虐待防止に関する研修などを受講できる機会を設けていきます。年に 2 回「虐待防止セルフチェック」、年に 3 回法人独自の「自己チェック」を各事業所の職員会議にて行います。

4 リスク管理

定例の職員会議等で現場職員の安全管理に対する意識を高めるとともに、予測されるリスクへの適切な対応を行い、利用者が安全・安心して活動できる環境づくりを行います。

5 実施事業及び会議について

(1)実施事業

今年度も、生活介護事業、就労継続支援 B 型事業、共同生活援助事業、短期入所事業、移動支援事業を実施します。

ア いちょう工房東浅川は、生活介護事業を展開します。

イ いちょう工房みらいは、生活介護事業を展開します。

ウ いちょう工房虹は、生活介護事業を展開します。

エ いちょう工房そらは、就労継続支援 B 型を展開します。

オ いちょう工房ゆぎは、生活介護事業と就労継続支援 B 型の多機能型を展開します。

カ いちょう工房ぎんなんの家は、生活介護事業を展開します。

キ アイビーは、共同生活援助事業を展開します。

ク ふ・ふ・ふは、短期入所事業を展開します。

ケ わっしょいは、共同生活援助事業を展開します。

コ 移動支援事業を展開します。

【生活介護事業】

日中、食事や排せつ等の介護及び創作活動や生産活動の機会を提供します。利用者の人権、尊厳を重視し、ご本人の持つ能力を大切にしながら自立への営みを支え、健康管理、体力づくり、また、それぞれにあった地域への積極的参加のための支援を行ってまいります。

【就労継続支援 B 型事業】
日中、就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方に対しては、一般就労等への移行に向けて支援行います。また、一般就労を目的としない方についても、生産活動を通して社会参加への自覚、生活リズムの安定を維持したうえでの、利用者それぞれの能力を大切にしたご本人の望まれる形での自立に向けての支援を行います。
【共同生活援助事業】
入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活等に関する相談・助言、就労先その他関係機関との連絡及びその他の日常生活上のお世話をし、自宅と大きく変わらない生活環境を提供します。その中で健康管理はもちろん、地域の利用者も含めた交流を図り、地域との関係性を高めてまいります。
【短期入所事業】
緊急避難・ご家族のレスパイト等利用者が居宅生活を継続するために短期間の入所をしていただき、入浴・排せつ・食事の介護などを提供します。
【移動支援事業】
外出など屋外の移動に困難がある利用者に対し、支援を行うことにより地域での自立生活及び社会の参加を促進し、生活内容を豊かにすることを目的とします。

(2)各種会議の運営
ア　施設長会議
イ　事業所連絡会
ウ　広報委員会
エ　防災委員会
オ　すずかぜ祭実行委員会

Ⅵ　地域交流の推進
利用者が地域において笑顔で生活するには、地域の方々のご理解とご協力が必要になります。各施設では、リサイクル活動、公園清掃、ショッパー配布等、地域の中に溶け込んだ活動、石鹸、ナイロンたわし、ろうそく、シフォンケーキ、スコーン、陶芸、クッキー、パウンドケーキ、藍染、しおり、箸置きなどの自主製品の製造販売や古本の販売（回収・清掃・梱包・発送他）を実施しており、喫茶「フレンズゆぎ」においては地域から愛される店作りを引き続き目指しています。また、地域との交流を目的として毎年 9 月に開催している「すずかぜ祭」を本年度も開催します。

Ⅶ　災害時の地域との協力
防災備蓄品について法人が必要とする分のみならず、地域の方にお分けする分も確保します。また AED（自動体外式除細動器）の設置については法人経営の建物全てに設置してあり、近隣住民の皆さんも含めて安心を提供します。

Ⅷ　給食について

昨年度より、法人として業務委託をしていた給食業者との契約を終了し、事業所ごとに独自のかたちによる給食提供へと変わりました。平成 31 年度も引き続きこのかたちでの昼食の提供をしていきます。

Ⅸ　行事・研修等年間予定表

別紙参照

Ⅹ　理事会・評議員会開催予定一覧

別紙参照